

Advantage Partnership Lawyers

M&A 企業買収

豪州で企業を買収する場合、米国の独占禁止に相当する豪州商慣習法である **Trade Practices Act (TPA)** が有ることを知らなければなりません。特に、TPA の 50 条で企業買収である **M&A** を制限しております。

判例として、アーノツ社の豪州子会社がナビスコ社の豪州子会社を買収しようとした際に連邦政府機関がアーノツ社を告訴致しました。連邦裁判所は買収差し止めを言い渡しました。アーノツ社は上告致しましたが、却下されました。

裁判当時、アーノツ社は豪州のビスケットお菓子市場の 65% を押さえておりました。ナビスコ社は 8% でありました。豪州のビスケット市場は当時 6 億豪ドルありました。

アーノツ社の上告内容は下記の通りです。

合併すれば豪州のビスケット市場を 73% 押さえますがビスケット市場はお菓子全体市場のほんの一部にかすぎなく他のお菓子と代替が利くので **TPA** の 50 条に該当しない。

裁判所が上告を退けた理由は下記の通りです。

ビスケットを好む消費者は暫くは別のお菓子を食べ我慢する事が出来るにしても、ビスケットに代替出来るお菓子は無いと判決致しました。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net